

令和6・7年度有田市建設工事等一般（指名）競争入札参加資格申請における提出書類Q&A

No.	部門	区分	質問	回答
1	共通	全般	本庁部門と水道部門の両方を希望する場合、提出書類は何部必要ですか。	本庁部門と水道部門の両方を希望する場合は、 2部 提出が必要です。 1部ずつファイル綴じ をして 2冊 提出してください。 ただし、原本での提出が必要なものについては、1部に原本を添付し、他方にはコピーを添付していただいて支障ございません。 (※本庁部門と水道部門で受任者が異なる場合、委任状はそれぞれ原本を添付してください。)
2	共通	全般	ファイルの色等の指定はありますか。	ファイルの色の指定はございませんが、ファイルの表面と背表紙に申請者の商号または名称を記入しておいてください。 また、できるだけ紙製のファイルをご使用していただきたく存じます。
3	共通	全般	押印は実印でなければいけませんか。	代表者の押印については、原則、実印をお願いします。 ただし、入札・契約等について受任者を設定しない場合においては、使用印鑑届で指定される使用印でも支障ございません。 ※使用印鑑届には実印及び使用印を押印願います。
4	共通	入札参加希望調書	入札参加希望調書について、申請者欄に代表者職氏名・押印は必要ですか。	代表者職氏名の記載及び押印の必要は必要ありません。
5	共通	誓約書	暴力団排除に関する誓約書(兼同意書)について、押印は実印でなければならないですか。	No.3の回答のとおり
6	共通	誓約書	誓約書に添付する役員等調書について住所の記載は必要ですか。	役員等調書につきましては警察当局からの要請に基づきご提出をお願いしております。本調書につきましては、法令により検察、警察当局から提出を求められる場合を除き、使用することは絶対にありません。 暴力団排除にご理解ご協力をお願いします。
7	共通	各種証明書	①法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税(税務署の発行する納税証明(その3の2もしくはその3の3)により)当該税金に未納額のない旨の証明書 ②印鑑証明書 ③登記事項証明書 ④市税完納証明書(有田市内業者のみ) 上記①～④の各証明書の発行日はいつ以降のものが必要ですか。	申請日前3ヶ月以内のものを提出してください。
8	共通	使用印鑑届	使用印鑑届に指定の様式はありますか。	有田市の指定様式はございません。 実印と契約等に使用する使用印を押印願います。 なお、実印を使用印として使用される場合、使用印欄には「実印を使用」と記載するか実印を押印してください。

No.	部門	区分	質問	回答
9	共通	その他	郵送で申請を希望しているのですが、受領書は発行していただけますか。	郵送にて申請される場合であって、受領書の発行をご希望される方は、お手数ですが、郵便はがきもしくは返信用封筒(いずれも郵便切手貼付し、宛名を記載しておいてください。)を同封してください。なお、受領書をFAXで送信する対応はできませんので予めご了承ください。
10	共通	その他	入札参加資格申請書の審査結果は通知されますか。	入札参加資格申請書について、申請書類等に不備があり、受付できない場合や、審査した結果、入札参加資格者として名簿に登載できないと判断した場合のみ連絡いたします。よって、令和6年3月末までに連絡がない場合は参加者名簿に登載されたと解していただいて支障ございません。なお、令和6年4月以降にお問い合わせいただければ審査結果について回答させていただきます。 ※物品・役務関係の入札参加資格申請の審査結果につきましては申請時に添付していただいたハガキにて通知いたします。
11	建設工事	審査申請書	国土交通省様式とありますが、①-2以降の様式も必要ですか。また押印は必要ですか。	①-1のみで支障ありません。押印は不要です。
12	建設工事	経営事項審査評価結果通知書(写)	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書(写)について、指定の基準日にかかる通知書が未だ交付されていない場合はどうすればよろしいですか。	申請書類に、当該通知書が未だ交付されていない旨の記載をしたメモ等を添付して申請してください。なお、ご面倒をおかけしますが、後日、通知書が交付され次第、写しをご郵送ください。
13	建設工事	技術職員名簿	技術職員名簿は経営事項審査の際に提出したものを代用してかまいませんか。	内容に変更がなければ代用して支障ございません(加筆修正していただいても結構です。)
14	建設工事	工事経歴書	工事経歴書は経営事項審査の際に提出したものを代用してかまいませんか。	代用して支障ございません。
15	建設工事	工事経歴書	工事経歴書は何年分必要ですか。	直近2年分を記載してください。 ※2年以上記載したものでも支障ございません。

No.	部門	区分	質問	回答
16	建設工事 (市内業者 かつ水道 のみ)	配管技能者 資格者証	提出する資格者証はどのようなものですか。 (有田市内業者かつ水道部門の登録を希望される業者のみ)	以下に示す証のうち、1つ以上を提出してください。 なお、証の提出は従業員の内、1名分を提出してください。従業員全員のものを提出する必要はありません。また、該当のない場合は提出の必要はありません。 ①財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能者講習会もしくは給水装置工事配管技能検定会を修了もしくは合格したことを証するもの ②「水道配管用ポリエチレン管・継手」修了証 ③「平成27年度配水管用ポリエチレン管接合講習会、分水栓穿孔実技講習会」受講証 ④「日本水道協会和歌山県支部第1回指定給水装置工事事業者研修」受講証 ⑤上記の他、水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む。)⑥職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士(建築配管作業に係るものに限る) ⑦職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管課の課程の修了者
17	建設工事	その他	建設工事の市外業者ですが、提出書類の中に登記簿謄本は必要ですか。	市外業者の方が建設工事で申請される場合において、登記簿謄本の提出の必要はありません。
18	コンサル	経営規模等 総括表	経営規模等総括表は国土交通省様式の申請書①-2、①-3を代用してかまいませんか。	代用して支障ございません。
19	コンサル	測量等実績 調書	測量等実績調書は何年分必要ですか。	直近2年分を記載してください。 ※2年以上記載したものでも支障ございません。
20	コンサル	使用人数調 書	使用人数調書は現況報告書の使用人数の様式を代用してかまいませんか。	代用して支障ございません。また、内容に変更がある場合は訂正したものを提出していただいで支障ございません。
22	市外工事	営業所一覧	指定の様式等がありますか。	指定の様式等はありません。
23	市外工事	建設業許可 証について	建設業許可書通知の写しでも大丈夫ですか。	問題ありません。
24	個人事業 主	住民票の記 載事項につ いて	住民票の記載内容に決まりはありますか。	抄本で、住所、氏名、生年月日が記載されていれば問題ありません。 本籍等は不要です。